



会津農林事務所農業振興普及部だより

Vol. 259 (平成28年2月10日発行)

編集・発行 ■ 会津農林事務所農業振興普及部
住 所 ■ 〒963-8501
会津若松市追手町7-5
HP ■ www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36240a/

農業振興課 0242-29-5303
地域農業推進課 29-5306
経営支援課 29-5307
有機農業担当 29-5317

『あいづ農業青年クラブ』の活動

あいづ農業青年クラブは、会津若松地域（会津若松市・磐梯町・猪苗代町）の若手農業者を会員とし、会員同士の情報交換、研修会、農産物直売などの活動を行っています。活動の中には、自らの農業経営改善や地域農業の課題解決に向けて取り組むプロジェクト



貝沼隆一氏 (会津若松市)

花きと水稻の複合経営をしています。経営の柱であるシクラメンは、市場ニーズが就農時と変化しており、以前より株が小さく締まっていることが求められています。2回目となる今回のプロジェクトは、シクラメン栽培におけるケイ酸カリ資材の効果について施肥時期や量を変えて検討しました。品質向上のため、今後につながる試験ができ、本当に良かったと思います。

クト活動があり、今年度は2名が取組みました。その内容についてご紹介します。なお、2名は、平成28年2月5日（金）に郡山市で開催された福島県農林青年会議の発表会において、貝沼氏は最優秀賞、成田氏は優秀賞をそれぞれ受賞しました。



成田健太郎氏 (会津若松市)

主にブルーベリーを栽培し、観光農園を経営しています。今回は、観光農園のお土産商品となっているジャムの改良に取り組みました。お客様にアンケート調査を行った専門家やクラブ員からの意見を参考にして、新しい商品が完成しました。今後、観光農園の目玉商品として定着させていきたいと思っています。ブルーベリーの魅力を伝えていくため、これからも頑張ります。



すとう農産さん

平成27年11月27日（金）、東京駅丸の内地下通路、通称行幸通りで開催された「丸の内行幸マルシェ×青空市場」に会津地域の有機農業者組織「会津自然塾」と「(有)すとう農産」が出店し、有機農産物のPR・販売を行いました。今回の出店は、前週11月20日（金）に行われた、福島県農産物の魅力を首都圏の消費者に伝えるイベント「チャレンジ！おいしいふくしまIN丸の内」の一環として、参加したものです。同マルシェは、俳優の永島敏行氏が主催する「丸の内行幸マルシェ実行委員会」が主体となり毎週金曜日に開催されています。常連の出店者が多いこともあり、買い物客がなじみの出店者を回る風景が多数見受けられました。また、周りがビジネス街のため、当日はお客様の立ち寄り時間が、昼時と夕方に集中するなど平日開催マルシェ特有の光景となりました。

「丸の内行幸マルシェ×青空市場」へ出店

今回、「会津自然塾」、「(有)すとう農産」とも初めての出店のため、集客の点でやや苦労した感がありました。持ち込んだ有機農産物の中では、お米等の販売数量は伸び悩んだものの、野菜や果物（身不知柿）などは大好評で、ほぼ完売しました。



会津自然塾さん



マルシェ会場入り口

無人ヘリ(ドローン含む)使用の場合の注意点

平成27年12月10日に産業用無人ヘリやドローンなどの無人航空機の飛行基準を定めた改正航空法が施行されました。これに伴い、農薬・肥料散布や播種作業で無人航空機を利用する場合、国交省への事前承認申請が義務付けとなり、違反した場合は50万円以下の罰金に処せられます。

産業用無人ヘリの場合には農林水産航空協会の一括代行申請となるので、法改正後もこれまでと変わらない手続きでご利用できます。一方、ドローンの場合は、防除実施者が直接国交省へ申請を行

うこととなります。

農水省は、農業用のドローンの運用方法などを定めた指針を平成28年3月までに策定する作業を進めています。中山間地や小規模圃場の農薬散布を前提に、飛行時間が短く、ダウンウォッシュ(下向きの気流)が少なく、機体が軽量なため横風の影響を受けやすいなどドローンの特性を考慮して、操縦者の認定基準、機体性能や飛行高度・速度、機体と操作者の距離、散布方法などの基準が定められる予定です。また、無人ヘリ同様、学科教育や操縦の実技カリキュ

ラムを義務付ける考えであり、研修期間はヘリより短くなる見通しです。

無人航空機による農薬等散布の実績計画は、実施予定の1週間前まで(休日・祝祭日を除く)に、実績報告は実施後2週間以内(休日・祝祭日を除く)に、農林事務所または農業普及所を経由して、病害虫防除所へ提出することになっています。

実施場所の地図を添付することはこれまでと同じですが、様式が前年度と一部変更となるので、注意してください。

会津方部有機農業研修会



東京大学大学院 二瓶准教授

平成27年12月15日(火)、平成27年度会津方部有機農業研修会をハイテクプラザ会津技術実支援センター多目的ホールで開催しました。

当日は、有機農業に関わる農業者や関係者等50名が出席しました。研修は、東京大学大学院農学生

命科学科の二瓶直登准教授より、「作物の有機態窒素吸収とその利用について」と題した講演をいただきました。

作物はアミノ酸を直接取り込んでいることや、アミノ酸の効果としては主に地下部・根量が増加すること、作物の種類によって生育を増進するアミノ酸の種類が異なることなどを動画や写真等を交え、わかりやすく説明していただきました。

参加者からは、有機質肥料含有アミノ酸による施肥量の削減効果やアミノ酸を多く含む肥料に対する質問や意見が出され、盛況な研修会となりました。



参加者の様子

ももせん孔細菌病対策について

もものせん孔細菌病は、園内の病原菌密度を低く保つことが重要となります。発生が見られる園地では左記の対策を実施しましょう。

(1) 被害部位の除去

開花期前後から5月にかけて新しい春型枝病斑が形成され、その春型枝病斑が伝染源になります。病斑部は健全部2芽を含めたせん除を徹底し、感染葉や果実も併せて除去しましょう。

なお、除去した枝等は、必ず園外に搬出し、適切に処分しましょう。

(2) 薬剤による防除対策

せん孔細菌病は降雨(風が強い場合は特に注意)により、感染源から拡大します。そのため、「会津地方主要果樹病害虫防除指針」に基づき、降雨の前には必ず薬剤散布を実施するよう心がけ、散布間隔が10日以上空かないように注意しましょう。

(3) 果実の袋かけ

果実は幼果はほど感染しやすいため、早い時期から果実に袋をかけることによって、果実への感染を防止できます。特に発生が多い園地では、有袋栽培の導入を検討しましょう。

(4) 風当りを少なくする

風雨を強く受けるところで発生が多くなるため、防風ネットを設置する等の対策を講じましょう。

【今年の春は、クマに特別警戒を！！】

高感度カメラ撮影による夜間行動中のクマ



昨年の秋は、クマのエサとなるドングリ類などが豊富に実りました。その結果、冬の出産・生存率が高まり、春の里山への出没が多くなると予想されます。

さらに、暖冬で経過すると、いつもより早い時期から行動するようになります。

春は、クマは草や木の芽を好んで食べることから、山菜採りに出かけクマと遭遇する可能性が高くなります。

また、エサを求めて、子グマを連れた母グマが里に下りてくる可能性もありますので、クマと出会わないように十分注意しましょう。被害を未然に防ぐために、次のことに注意してください。

○子グマには絶対近づかない
子グマの近くには母グマが必ずいます。母グマは子グマを守るため、必死で襲ってくる場合があります。子グマには絶対近づかないようにしましょう。新しい糞や足跡を見つけた時は、近くにクマがいる可能性があるため、すぐに引き返しましょう。

○クマの出没情報に気をつける
出没情報のあったところには近づかないようにしましょう。

朝や夕方はクマの活動が活発です。クマと出会う可能性が高くなるので、山に入らないようにしましょう。

○クマに自分の存在を知らせる
クマ鈴やラッオなど音の出るもので存在を知らせましょう。

○クマの隠れ場所に注意する
見通しが悪かったり、沢など狭いところや山とつながっている林や川沿いの藪に注意しましょう。

山菜採りなどに夢中にならないようにしましょう。また、水流の激しい沢や風雨の強い日は、山に入らないようにしましょう。

○エサを野外に放置しない
クマをおびき寄せないために、家庭の生ゴミや収穫後の農産物は、野外に放置せず、処分しましょう。

○目撃や痕跡を見つけた場合
直ちに、市役所・町役場、または最寄りの警察署に連絡してください。

○目撃や痕跡を見つけた場合
直ちに、市役所・町役場、または最寄りの警察署に連絡してください。

○目撃や痕跡を見つけた場合
直ちに、市役所・町役場、または最寄りの警察署に連絡してください。

大雪に警戒しましょう！！

平成27年3月に雪害によるハウス倒壊（主に会津若松市ではアスパラガス栽培ハウス）が多く発生しました。

昨年、3月10日から11日にかけての会津若松市の積雪は46cm（最深積雪55cm）でした。

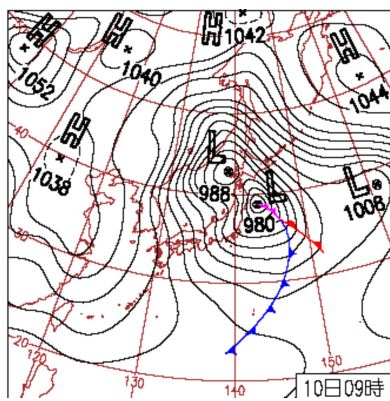
左記に、この時の気象図を掲載しましたので、参考にしてください。

また、新聞、テレビ等での情報を常に確認しましょう。

アスパラガス栽培等でビニールを被覆する際は、下図のように補強をすることにも、安全確認をしながら除雪作業を行いましょう。

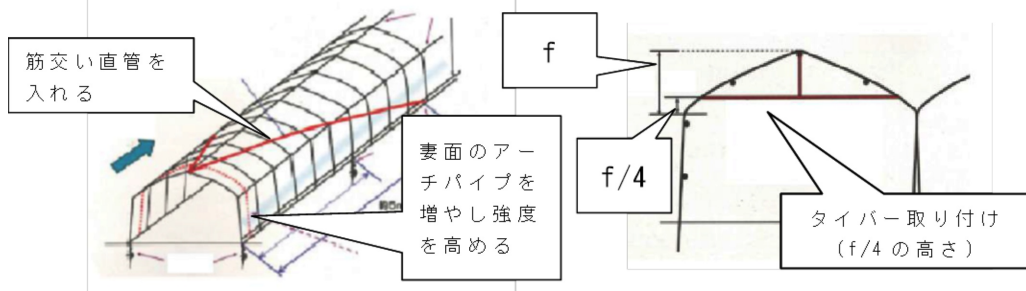
今年度は、これまで積雪が少なかったことから、雪害によるハウス倒壊は発生していませんが、今後大雪には注意し、被害のないように農業を行いましょう。

今年度は、これまで積雪が少なかったことから、雪害によるハウス倒壊は発生していませんが、今後大雪には注意し、被害のないように農業を行いましょう。



【筋交い直管による補強（耐力 20%程度向上）】

【タイバーによるハウス肩部の補強】



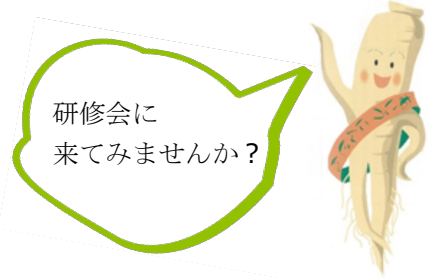
効果：妻面の奥行き方向へ倒れるのを防止
・筋交い直管は、各アーチパイプと部品で固定し、下端部は地面に30cm以上埋込む

効果：ハウス肩部の強化
・軒から棟の高さをfとすると、軒から上f/4の位置に取り付ける。

参考：
平成27年3月10、11日の気象図

オタネニンジン研修会を開催します！！！！

日時：平成28年2月26日（金）14：30～15：45
 場所：会津若松市役所 北会津支所 ピカリンホール
 内容：「オタネニンジン栽培の基本技術と振興の課題」
 会津農林事務所会津坂下農業普及所 渡部 隆 所長
 「春先管理のポイントと注意点」
 元会津人参農業協同組合 理事 山浦 直一 氏
 申込先：会津農林事務所農業振興普及部までお問い合わせください



会津におけるオタネニンジン栽培の歴史は古く、本格的に栽培されるようになったのは、今から二百年以上前の1800年代と言われています。しかし、現在、栽培面積は10haを切り、非常に貴重な作物となっています。

このようは中、会津人参研究会を中心に、新たに栽培が開始されるなどの動きも出てきました。

現在の栽培者や「これから栽培を開始したい」、また「ちょっとだけ興味がある」など、どなたでも結構です。気軽に、研修会に参加してみませんか！

青年等就農資金について

- 1 資金名称 : 青年等就農資金
- 2 対象者 : お住まいの市町村から青年等就農計画の認定を受けていること
- 3 取扱金融機関 : 株式会社日本政策金融公庫
- 4 資金用途 : 農地等の賃借、改良（農地の購入は含みません）
農機具、農舎、加工・販売に必要な施設
苗・家畜等の購入・育成、農薬、肥料等に係る経費
- 5 貸付利率 : 無利子
- 6 借入限度額 : 3,700万円
- 7 償還期限 : 最大12年（うち据置5年）

福島県は、新規就農者への技術支援や、各種計画作成の支援を行っています。

新たに農業経営を開始するためには、様々な設備投資や営農に必要な運転資金、さらには経営が安定するまでの生活費が必要となります。

そのため、就農前に営農計画と生活設計を綿密に立て、自己資金をしっかりと貯めておくことが大事ですが、多額の設備投資に対しては融資制度があります。

今回は、就農者向け資金である青年等就農資金の紹介をします。

農地中間管理事業を活用して地域農業を発展させよう！

農地中間管理機構（福島県農業振興公社）は、「信頼できる農地の中間的受け皿」です。

「貸し手」から機構が農地を借り受け、「借り手」である担い手にまとまった形で農地を転貸する仕組みが、「農地中間管理事業」です。

◆農地を貸したい人は

- 貸付希望の申出は随時受け付けています。
- 事業要件に合致すれば、経営転換協力金、耕作者集積協力金の交付が受けられます。地域でまとまって機構に貸付を行う場合は、地域に対して地域集積協力金が支払われます。相談窓口で御確認下さい。

◆農地を借りたい人は

- 機構が行う借り手の公募に必ず応募しましょう。
- 公募は定期的に行われますので、募集期間にエントリーシートを提出して下さい。
- 経営規模の拡大等を検討している方は、相談窓口にご相談下さい。

◆相談窓口

- 各市町農政担当課、農業委員会
- 農地中間管理機構（電話：0242-521-9845、会津農林事務所駐在070-1574-3562）

〔農地中間管理機構ホームページ <http://www.fnk.or.jp/>〕

